

令和8年度県立3病院医療機器等調達支援業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和8年度県立3病院医療機器等調達支援業務の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

「令和8年度県立3病院医療機器等調達支援業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

8,880,300円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格

この企画提案競技に参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込みの者のうち、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者
- (2) 日本国内に本社又は営業所を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。
- (5) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）ではなく、かつ、役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者）が暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）及び暴力団関係者（同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）でない者
- (7) 県税に未納がない者
- (8) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、

個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) 公告 | 令和8年4月 1日（水） |
| (2) 質問書受付の締切 | 令和8年4月10日（金）午後5時 |
| (3) 参加申込書の提出締切 | 令和8年4月10日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書等の提出締切 | 令和8年4月17日（金）午後5時（必着） |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和8年4月21日（火） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年5月 7日（木）までに通知予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書【7部及び電子データ】

- ・書式はA4版とし、ページ番号を挿入すること。

イ 業務実施体制図（様式第3号）【7部及び電子データ】

ウ 総括責任者経歴書（様式第4号）【7部及び電子データ】

エ 同種業務受託実績一覧（様式第5号）【7部及び電子データ】

- ・令和3年度以降に受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。
- ・実績の対象施設は、一般病床200床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院、または公的病院（医療法第31条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院）とする。

オ 見積書・積算内訳書【1部】

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書及び積算内訳書（人員・単価等が分かるもの）を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。
- ・宛名は「宮崎県病院局長 重黒木 清」とすること。

カ 誓約書（様式第6号）【1部】

② 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時まで（必着）

④ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）。)

電子データ（PDF 形式）は電子メールにて提出すること。

⑤ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、個別に回答する。

ただし、審査に影響する内容については、企画提案競技参加者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

① 受付期間

令和 8 年 4 月 10 日（金）午後 5 時まで

② 提出方法

質問書（様式第 2 号）を電子メールで提出すること。

(3) 企画提案に係るプレゼンテーション（ヒアリング）

① 実施日等

実施日：令和 8 年 4 月 21 日（火）

場 所：宮崎県庁 5 号館

② 実施方法

参加者によるプレゼンテーションとし、1 者あたり、説明 30 分以内で、別途質疑を行う。

なお、発表順、開始時間等については、事前に参加者に通知する。

(4) 審査項目

審査内容及び各項目の配点は、別添「審査基準表」のとおりとする。

(5) 選定方法

提出された企画提案について、別に設置する審査委員会において選定するものとし、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

令和 8 年 5 月 7 日（木）までに、採択・非採択にかかわらず通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知する。

① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。

② 提案書を期限までに提出しないとき。

③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。

④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。

⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。

⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、選定された企画提案書の内容に基づき、業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上変更する場合がある。）ものとし、

協議が合意に至った場合は、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行うものとする。

- (2) 受託候補者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。

10 契約保証金

病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 82 条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を宮崎県に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て企画提案競技参加者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は返却しない。
- (5) 著作権法等関係法令に抵触しないこと。

12 書類提出及び問合せ先

〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 1 丁目 9 番 18 号

宮崎県病院局 経営管理課 システム・施設担当

電 話：0 9 8 5 - 2 6 - 7 6 2 9

ファックス：0 9 8 5 - 2 6 - 7 3 4 1

メー ル：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp